

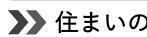
お な 知 [Vol.8]

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。



申請期間が年内の制度があります

「支援制度」の申請はお早目に。詳しくは以下をご覧ください。





支援制度	対象	申請期限・内容
被災者住宅応急修理 日常生活に不可欠な部分の現状復旧 《公共建築課》◆☎ 025-226-2880	準半壊 以上	令和 6 年度
液状化等被害 住宅修繕支援 宅地内のカーポートや物置を含む外 構工事も対象 《公共建築課》◆☎ 025-226-2880	一部損壊以上	延長 判定区分により 10万円〜150万円 申請期限:令和8年2月27日 完了報告期限:令和8年3月31日
液状化等被害 住宅建替・購入支援 新潟市内で家の建て替えや購入をした場合に支援 《建築保全課》◆☎ 025-226-2880	中規模半壊以上	延長 建替:判定区分により
液状化被災宅地等復旧支援 宅地の復旧や、住宅基礎の傾斜修復 などの工事を支援 《まちづくり推進課》◆☎ 025-226-2710	原則 準半壊 以上	申請期限:令和7年2月末頃(R7年度以降も申請受付を継続予定) 完了報告期限:令和7年3月14日 補助率3分の2 補助上限 766万6千円 ※被災者住宅応急修理などを活用している場合、当該活用額を控除
被災家屋等の解体・撤去 全額公費で解体撤去 《循環社会推進課》 ☎025-226-1391	半壊以上	申請期限:令和6年12月27日 ※申請には事前予約が必要 予約先 廃棄物対策課 ☎ 025-226-1411
被災ブロック塀等撤去工事補助 《建築行政課》 ☎025-226-2841	_	申請期限:令和6年12月27日 完了報告期限:令和7年1月31日 補助率3分の2 補助上限20万円
被災者転居費支援 引越しの費用を支援 《住環境政策課》☎ 025-226-2821	半壊以上	延長 申請期限:令和7年3月31日 補助率:2分の1 補助上限15万円
市営住宅への入居 《住環境政策課》☎ 025-226-2817	半壊以上	申請期限:当面の間
賃貸型応急住宅(みなし仮設) への入居 《住環境政策課》 ☎ 025-226-2813	半壊以上	申請期限:当面の間 民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅を供与します
私道の災害復旧 地震の影響で車両などの通行が困難となっ た私道の原形復旧工事費を支援 《道路計画課》 ☎ 025-210-5288	_	申請期間:令和6年11月18日~12月27日 支援額:対象工事に要した費用(上限あり)

>> 資金確保

支援制度	対象	申請期限・内	内容
被災者生活再建支援金 お住まいの住宅に大きな被害を 受けた世帯へ支援金を支給 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	半壊以上	令和 6 年度	令和 8 年度 申請期限:令和8年2月2日 和9年2月1日
災害援護資金貸付 返済あり所得制限あり 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	半壊以上	申請期限:令和7年1月31 判定区分等により貸付限度額は異なる	∃

>> 負担軽減

支援制度	対象	申請期限・内容
水道料金・下水道使用料の免除 《水道局コールセンター(水道料金)》 ☎0120-411-002 《下水道部経営企画課(下水道使用料)》 ☎025-226-2959	一部損壊以上	令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和6年1月1日を含む期間(通常2か月分を全額免除) ※漏水による使用量増加に対する減免もあり 申請期限:令和7年3月31日
災害ごみの自己搬入 手続きについて 《廃棄物対策課》 ☎ 025-226-1403 受け入れ施設について 《循環社会推進課》 ☎ 025-226-1431	一部損壊以上	延長 地震で壊れた家財道具などを無料で自己搬入できます ※「り災証明書」の提示が必要 持込期限:令和6年12月31日正午
市税の減免 令和5年第4期分(固定資産税・都市計 画税) 《資産税課》 ☎ 025-226-1515	半壊以上	申請期限:当面の間
国民健康保険 保険料の減免 《保険年金課》 ☎ 025-226-1085 一部負担金の免除 ☎ 025-226-1077	半壊以上 準半壊 以上	(保険料)申請期限:令和7年3月31日 延長 (一部負担金)免除期限:令和6年12月31日診療分まで
後期高齢者医療保険料の減免 《保険年金課》 ☎ 025-226-1081 一部負担金の免除 ☎ 025-226-1081	半壊以上	(保険料)申請期限:令和7年3月31日 延長 (一部負担金)免除期限:令和6年12月31日診療分まで
介護保険 保険料の減免 《介護保険課》 ☎ 025-226-1269 利用料の免除 ☎ 025-226-1273	半壊以上 準半壊 以上	(保険料)申請期限:令和7年3月31日 延長 (利用料)免除期限:令和6年12月31日利用分まで
住宅再建資金の 融資に対する利子補給 《建築行政課》 ② 025-226-2837	準半壊 以上	令和6年1~12月に返済した方の令和6年分の申請期限:令和6年12月27日 令和8年12月31日までに融資を受けた方が対象 貸付利率の1%を上限に、金融機関へ支払った利子相当額を5年間補給

各制度の詳細については、市ホームページをご覧ください



